



子どものしあわせのために

*児童扶養手当制度

父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障害があり、その子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。

手当の支給は子どもが18歳になった年の年度末（3月31日）までです。また、一定の障害のある場合は20歳になるまでです。

【所得制限について】

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給に制限があります。

*特別児童扶養手当制度

精神または身体に一定の障害のある20歳未満の子どもを育てている方に支給される制度です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。

【所得制限について】

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給が停止になることがあります。

問合せ 住民福祉課 福祉・年金担当
☎82-1226



住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度

●本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄抄本などの不正な取得による、プライバシーや財産の侵害を防ぐため、あらかじめ登録を申請された方に対して、本人の代理人や第三者からの交付請求により住民票の写し等を交付した際に、通知をお送りしてお知らせする制度です。

埼玉県内の各市区町村で、平成22年6月1日から一斉に実施されました。

●登録に必要なもの

印鑑と運転免許証などの本人確認資料

※手数料はかかりません。

手続きは、原則としてご本人が来庁され、申請書を提出していただくこととなりますが、詳しくは住民福祉課までお問合せください。

なお、同時に「住民票等の不正取得通知制度」も実施されております。こちらは登録の有無に関わらず、住民票などが不正に取得されたことが明らかになった場合に、ご本人に対して通知をお送りしてお知らせするものです。

問合せ 住民福祉課
☎82-1226



住民基本台帳の閲覧が行われました

東秩父村住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱第14条第1項第1号および第2号の規定により公表いたします。

- ・請求機関の名称：防衛省
- ・請求事由の概要：自衛官等の募集及び採用（根拠法令：自衛隊法第97条、自衛隊法施行令第119条、同第120条）
- ・閲覧年月日：令和2年6月23日
- ・閲覧に係る住民の範囲：

村内在住の平成10年4月2日から平成11年4月1日及び平成14年4月2日から平成15年4月1日までの間に生まれた男女

問合せ 住民福祉課
☎82-1226



今年度の村民球技大会について

今年度の村民球技大会につきましては、現在以下の競技について中止が決定しています。

- ・テニスの部
- ・ソフトボールの部
- ・バドミントンの部

その他の競技につきましても、今後検討をしてまいりますので、よろしくお願いたします。

問合せ 教育委員会事務局
☎82-1230



国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。

「保険料免除制度」

所得の減少や失業などで保険料を納めることが困難なときに申請し、認められると保険料の納付が全部または一部免除されます。申請者本人（被保険者）・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が審査の対象となり、所得に応じて次のように免除が承認されます。

①全額免除②4分の3免除③半額免除④4分の1免除

※一部免除を承認された方は、一部納付保険料を納付する必要があります。納付書は承認通知書を合わせて日本年金機構から送られてきますので、期限内に納付してください。

「納付猶予」

50歳未満の方（学生を除く）は申請により保険料の全額の納付が猶予されます。申請者本人および配偶者それぞれの前年所得が審査の対象となります。

申請免除等の承認期間と申請時期について

免除申請の承認期間は原則7月から翌年6月までです。

令和2年度の免除申請は7月1日から申請可能です。

また、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

問合せ 秩父年金事務所
☎0494-27-6560
役場住民福祉課福祉・年金担当
☎82-1226